

五島市協働のまちづくり基本方針

令和7年4月30日策定

私たちが暮らす五島市は、美しい海に囲まれ、山のすそ野に田畑が広がる自然豊かな風景が魅力です。漁港では、ブリ、キビナなどの新鮮な魚が水揚げされます。農業も盛んで、米や多種の新鮮野菜、畜産物など美味しい食材が豊富です。サツマイモを主原料とするカンコロモチは、故郷を懐かしむ五島の代表的な食文化です。また、下崎山地区のヘトマトなど特徴ある祭りが受け継がれ、チャンココなどの念仏踊りや神楽は、地区ごとに形を変えて伝承されてきました。加えて、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」を形づくるように、隣り合う集落に教会や寺社が建つ風景は特徴的で趣があります。ここには、支え合いながら文化や信仰を守り、生活を営んできた歴史があります。これらは、この地に暮らす私たちの誇りであり、今後も守り続けたい宝です。

しかし、近年は、人口減少、少子高齢化により、文化の継承や集落の景観保全が難しくなっています。また、地域住民の関係性が希薄になってきたことで、高齢者や地域の子どもの見守りなどの課題が生じています。加えて、公共交通機関の減少もあり、通院や買い物の移動など、日常生活を維持することも困難になっている状況です。

地域の魅力と生活を守り、次の世代へ受け継ぐためには、出生率の上昇や移住促進などの人口減少を緩和する取組とともに、人口減少社会へ適応する協働の取組が必要です。

そして、協働の取組を進めるためには、目指すまちの姿と協働の必要性を市民全体で共有し、それぞれの役割を明確にし、連携して取り組まなければなりません。そこで「五島市協働のまちづくり基本方針」を定めます。

※「協働」とは、地域住民と、町内会やまちづくり協議会、地域で活動するボランティア団体、NPO法人など（以下、「地域活動団体」という。）と市や企業等が、地域課題を共有し、話し合い、足りないものを補完し合いながら解決に向けて取り組むこと。

私たちが目指すまちの姿（イメージ）

私たちは、自分が暮らすまちの人、事に関心を持ち、日頃から声を掛け合い、地域の絆を大切にしています。各地域では、多世代、多様な人材がまちづくりに参画し、地域の将来のために何が必要なのかを、主体的に話し合い、いきいきと活動しています。地域ぐるみで高齢者を見守り、地域の子どもを育て、その地の伝統文化を大切に受け継いでいます。その日常が郷土愛を育みます。

このような、そこに暮らす人が「安心して暮らし続けられる地域」、島を離れた人たちが「帰りたいと思う故郷」、これが、私たちが目指すまちの姿です。

目指すまちの姿を実現するために

私たちが暮らす地域をより良くするために、地域活動団体が連携し中心となって、主体的に話し合い実行する住民自治の活性化を図ることが重要です。さらに、地域活動団体と市や企業等は、お互いを理解し尊重する対等な立場で、知恵を出し合い課題解決に取り組む協働のまちづくりを推進します。

（協働のまちづくり宣言）

- 一、私たち一人ひとは、暮らす地域に関心を持ち、人とのつながりを大切にして、まちづくりに参画します。
- 一、地域活動団体は、暮らす人が地域の課題を話し合う場所と機会を積極的に作り、主体的な地域運営を推進します。
- 一、市は、まちづくり及び協働に関する意識の醸成と地域の担い手となる人材の育成に取り組み、協働のまちづくりを推進します。
- 一、地域活動団体と市や企業等は、地域課題の情報の共有に努め、協働により課題解決に向けて取り組みます。
- 一、私たちは、地域の力を結集し、次のような課題に取り組みます。
 - ①避難行動など住民に寄り添った防災対策に取り組み、地域の支え合いにより命を守ります。
 - ②地域ぐるみで高齢者を見守り、地域の子どもを育てます。

③美しい郷土と歴史が育んだ地域文化を大切に継承し、郷土愛を育むと共に、その魅力を広く発信します。

④地域の特性や資源を活かしたまちづくりを推進します。

(私たちの役割)

1. 私たちは、明るいあいさつをまちづくりの基本とします。
2. 私たちは、自分たちの暮らすまちに関心を持ち、地域住民との対話を大切にします。
3. 私たちは、お互いの立場や考えを尊重しながら思いやりの心でつながります。
4. 私たちは、まちづくりの主体であることを認識し、地域の担い手として、積極的に町内会に加入し、地域活動に参画します。
5. 私たちは、次世代を担う子どもたちが、希望を抱くまちづくりに努めます。

(地域活動団体の役割)

1. 地域活動団体は、地域住民が意見交換をする話し合いの場づくりを積極的に行います。
2. 地域活動団体は、地域課題解決に向けて地域の特性を活かした事業を計画し実施します。
3. 地域活動団体は、地域だけで解決できない地域課題について、市と情報を共有し、解決に向けて協働します。
4. 地域活動団体は、積極的に活動情報を発信し、地域住民の参画を促進します。
5. 地域活動団体は、地域の特色を考慮して、多様な人材が参画できる組織づくりに努めます。
6. 各地域活動団体の協働のまちづくりにおける役割は次のとおりです。

①町内会の役割

町内会は、近隣に暮らす住民の最も身近な住民自治組織として、日常から親睦・交流を図り住民のつながりを維持し、相互の声かけ、支え合いなど、安心して暮らし続けられる地域づくりに努めます。

②まちづくり協議会の役割

まちづくり協議会は、その区域内における中核組織として、地域住民が地域の将来像や課題について話し合う機会を積極的に作り、かつ地域活動団体など構成団体の連携を図り、課題解決に向けた主体的な取組を実践する。また、市との連携、協力により地域課題の解決を目指す協働のまちづくりの推進に努めます。

③地域で活動するボランティア団体、NPO法人の役割

地域で活動するボランティア団体、NPO法人は、専門性を生かした地域貢献活動を通して、協働のまちづくりの推進に努めます。

（市の役割）

1. 市は、協働のまちづくりを推進する職員を育成します。
2. 市は、まちづくり推進及び地域の担い手となる人材の育成のために、市民を対象とした学びの場の提供に取り組みます。
3. 市は、地域活動団体の活動や地域の情報などの魅力を広く発信し、市民のまちづくりへの参画促進に努めます。
4. 市は、協働が必要であると判断する地域課題について、地域活動団体や企業等との情報共有に努め、協働により解決策を導き出すよう取り組みます。
5. 市は、地域活動団体が計画した公益性の高い事業に対し、必要な支援に努めます。

（協働の仕組み）

1. 地域活動団体が地域の拠点となり、地域で活動する他の各種団体と連携して地域の課題を集約し、協力して課題解決に取り組みます。
2. 市は、地域課題に関する情報を市役所内で共有し、課題解決に取り組みます。
3. 地域活動団体と市は、地域だけでは解決できない、または市だけでは解決できない地域課題について、情報を共有し、協議の場を設定して話し合い、足りないものを補完し合いながら課題解決を目指します。

（基本方針の見直し）

市長は、協働のまちづくりの進捗状況及び社会情勢の変化に応じて、市民協働会議を招集し見直すものとする。